

職員の給与に関する報告（令和2年11月）の骨子

令和2年11月2日
沖縄県人事委員会

《本年の報告のポイント》

ボーナスは改定なし、月例給等は別途必要な報告・勧告を予定

- 1 期末手当・勤勉手当（ボーナス）は、民間の支給割合とおおむね均衡しているため、改定なし
- 2 月例給、公務運営に関する課題などは、別途必要な報告・勧告を予定

1 給与勧告の基本的な考え方

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果並びに国及び他の都道府県の給与の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応するよう、職員の給与等について報告及び勧告を実施している。

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内351の民間事業所から140事業所を無作為抽出し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で6月29日から7月31日まで先行実施した。なお、月例給に関する調査は8月17日から9月30日まで実施した。

(1) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間の支給月数を比較。職員の年間支給月数は民間の年間支給割合とおおむね均衡している。

民間の年間支給割合（A）	職員の年間支給月数（B）	差（A－B）
4.43月分	4.45月分	△0.02月分

(2) 月例給

職員と民間の本年4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

3 期末手当・勤勉手当（ボーナス）の改定内容等

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.45月分）は民間の特別給の年間支給割合（4.43月分）とおおむね均衡していることから、改定なし

4 その他

公務運営に関する課題などは、月例給の調査結果とともに、必要な報告・勧告を予定